

市役所などでの手続き

まもなく 引っ越しの シーズンです

～市役所などでの 手続きはお早めに～

住民登録

大洲市役所で転出手続きをする場合

- ① 市役所市民課または各支所市民福祉課で転出手続きをして「転出証明書(無料)」を受け取ってください。
- 《持っているもの》
- 運転免許証・パスポートなど本人であることが確認できるもの
- 認め印
- 代理人の場合は委任状

住民基本台帳カードを持っていく場合

住民基本台帳カードを持っている人は、新しい住所の市町村役場でカードを提示すれば転入手続きができます。

① 新しい住所地で転入手続きをする前に、今までの住所地(大洲市役所市民課または各支所市民福祉課)へ「付記転出届」を郵送してください。

《付記転出届の必要事項》

- 申請者の住所・氏名・押印・電話番号(昼間の連絡先)
- 異動(転出)年月日
- 新しい住所・世帯主氏名
- 今までの住所・世帯主氏名
- 異動した人の氏名・住民票コード

※住民票コードがわからない場合は、必ず生年月日と性別を記載してください。

② 大洲市で作った住民基本台帳カードは、転入先の市町村役場で回収されます。

問い合わせ先

- 市役所市民課市民第2係
☎ 24 2 1 1 1 (内線 1 1 7)
- 長浜支所市民福祉課
☎ 52 1 1 1 1 (内線 30)
- 脇川支所市民福祉課
☎ 34 2 3 1 1 (内線 2 2 2)

印鑑登録

転出した場合は、大洲市で作った「印鑑登録証」は使用できなくなります。

① 印鑑登録証を市役所市民課または各支所市民福祉課に返してください。

② 新しい住所地で新たに申請してください。

問い合わせ先

- 市役所市民課市民第2係
☎ 24 2 1 1 1 (内線 1 1 7)
- 長浜支所市民福祉課
☎ 52 1 1 1 1 (内線 30)
- 脇川支所市民福祉課
☎ 34 2 3 1 1 (内線 2 2 2)
- 河辺支所市民福祉課
☎ 39 2 1 1 1 (内線 1 2 5)

国民年金

新しい住所地で「住所変更」の手続きをしてください。

問い合わせ先

- 市役所市民課市民第4係
☎ 24 2 1 1 1 (内線 1 1 1)
- 長浜支所市民福祉課
☎ 52 1 1 1 1 (内線 33)
- 脇川支所市民福祉課
☎ 34 2 3 1 1 (内線 2 2 3)

- 河辺支所市民福祉課
☎ 39 2 1 1 1 (内線 1 2 5)

国民健康保険証

① 転出手続きの際、保険証を市役所市民課または各支所市民福祉課へ返してください。

② 新しい住所地で新たに健康保険の手続きをしてください。

問い合わせ先

- 市役所市民課市民第3係
☎ 24 2 1 1 1 (内線 1 1 6・1 1 8)
- 長浜支所市民福祉課
☎ 52 1 1 1 1 (内線 21)
- 脇川支所市民福祉課
☎ 34 2 3 1 1 (内線 2 2 1)
- 河辺支所市民福祉課
☎ 39 2 1 1 1 (内線 1 5 2)

- 河辺支所市民福祉課
☎ 39 2 1 1 1 (内線 1 5 2)

医療費給付の 受給資格者証

① 母子家庭、乳幼児、重度心身障害者、老人医療の受給資格者証を市役所保健課または各支所市民福祉課に返してください。

また、65歳以上の人は、介護保険被保険者証を市役

所高齢福祉課または各支所市民福祉課へ返してください。

② 新住所地で新たに手続きをしてください。

問い合わせ先

- 市役所保健課
☎ 24 2 1 1 1 (内線 1 5 5)
- 市役所高齢福祉課
☎ 24 2 1 1 1 (内線 1 6 6)
- 長浜支所市民福祉課
☎ 52 1 1 1 1
- 脇川支所市民福祉課
☎ 34 2 3 1 1
- 河辺支所市民福祉課
☎ 39 2 1 1 1

水道料金の精算など

転居・転出・転入の場合でも、メーター確認などが必要で、2〜3日前までに水道課(市役所横の建物)または各支所へ連絡してください。

問い合わせ先

- 市役所水道課
☎ 24 3 7 5 3 (直通)
- 長浜支所水道係
☎ 52 1 1 1 1 (内線 52)
- 脇川支所建設農林課
☎ 34 2 3 1 1 (内線 1 2 4)
- 河辺支所建設農林課
☎ 39 2 1 1 1 (内線 1 3 8)

市役所などでの手続き

小・中学校の
転校手続き

教育委員会で転校の手続きをしてください。

①市役所市民課または各支所市民福祉課で転出・転入の届出をしてください。

②住民異動届出が済み次第、学校教育課（市民会館2階）または各支所教育課にご相談ください。

③市外の小・中学校に転校する場合は、在学中の学校で「在学証明書」などの書類を受け取り、転出先の小・中学校に提出してください。

問い合わせ先

教育委員会学校教育課

☎241733（直通）

長浜支所教育課

☎521111（内線47）

脇川支所教育課

☎342307（直通）

河辺支所教育課

☎392551（直通）

児童手当を
受けている人

転出の場合、転出予定日をもって、大洲市での受給資格は消滅しますので、「受

給事由消滅届」を市役所社会福祉課または各支所市民福祉課まで提出してください。その後、転出予定日の翌日から15日以内に新しい住所にて新たに手続きをしていただく必要があります。転入手続きだけでは手当は支給されませんのでご注意ください。

問い合わせ先
市役所社会福祉課地域福祉係

☎242111（内線186）

長浜支所市民福祉課

☎521111（内線33）

脇川支所市民福祉課

☎342311（内線226）

河辺支所市民福祉課

☎392111（内線153）

障害の認定を
受けている人

身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳を持つている人は、新住所地の福祉事務所などで住所変更の手続きをしてください。

また、特別児童扶養手当受給者、特別障害者手当受給者、障害児福祉手当受給者、福祉手当受給者、心身

障害者扶養共済加入者などについても同様に新住所地の福祉事務所などで所定の

手続きを行ってください。

なお、障害福祉サービス受給者証をお持ちの人は、事前に市役所高齢福祉課へご連絡ください。

問い合わせ先

市役所高齢福祉課障害福祉係

☎242111

（内線172・173・174）

長浜支所市民福祉課

☎521111（内線33）

脇川支所市民福祉課

☎342311（内線226）

河辺支所市民福祉課

☎392111（内線152）

市役所以外の
手続きは

◆**運転免許証**

新住所地の警察署で住所変更手続きをしてください。

◆**自動車所有している人**

陸運事務所登録変更手続きをしてください。

◆**郵便物**

最寄りの郵便局へ転居届を出しておく、一年間は転居先に郵便物を転送してもらえます。

◆**その他**

銀行、電気、ガス、電話

などの変更や廃止手続きも

忘れないようにしましょう。

窓口業務時間
延長のお知らせ

大洲市では、通常の開庁時間内に来庁できない皆さんのために、市民課・市民福祉課窓口業務の一部時間延長を実施していますのでご利用ください。

実施日

毎週火曜日・木曜日

（祝日は除きます。）

実施時間

午後5時30分～

午後6時30分

実施場所

市役所市民課

長浜支所市民福祉課

脇川支所市民福祉課

河辺支所市民福祉課

（河辺支所は木曜日のみ）

取り扱う業務

左表のとおりです。

取り扱わない業務

転入・転出・転居など、

他市町村・関係機関などと

の連絡・確認が必要な業務

や、住民基本台帳の閲覧業

務などはいりませんのでご

注意ください。

問い合わせ先

市役所市民課戸籍係・市民

第2係

☎242111

（内線113・117）

長浜支所市民福祉課

☎521111（内線30）

脇川支所市民福祉課

☎342311（内線222）

河辺支所市民福祉課

☎392111（内線125）

取り扱う業務

各種証明書交付	住民票 関係	住民票の写し（世帯全員・一部）
		除かれた住民票の写し
		住民票記載事項証明書
	戸籍 関係	戸籍全部事項証明（戸籍謄本）
		戸籍個人事項証明（戸籍抄本）
		除籍全部事項証明（除籍謄本）
		除籍個人事項証明（除籍抄本）
		改製原戸籍謄本
	印鑑 関係	改製原戸籍抄本
		戸籍の附票の写し（全部・一部） 【電算処理分のみ】
身分証明書		
印鑑登録	印鑑登録証明書	
印鑑登録	印鑑登録、廃止・亡失・改印届など	

※申請のできる人や必要な書類などの詳しい内容については、通常の開庁時間内（平日の午前8時30分から午後5時30分）にお問い合わせください。

税の申告

もうお済みですか？

—申告は3月17日(月)まで—

申告に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 所得の算出に必要な収支内訳書・明細書・領収書など
- ③ 給与・年金などのある人は「源泉徴収票」
- ④ 社会保険料控除のある人は「国民健康保険税、介護保険料、国民年金などの領収書または控除証明書」
- ⑤ 生命保険料控除、地震保険料控除のある人は「支払保険料の証明書」
- ⑥ 医療費控除を受ける人は「医療費の領収書」「高額療養費、保険金などで補てんされた金額のわかるもの」など

市県民税

市県民税の申告は、平成20年1月1日現在、大洲市にお住まいで、申告義務のある人が対象となります。また、申告がお済みでない人は、必ず3月17日(月)までに申告してください。

なお、**税務署から確定申告の案内があった人、またはそれ以外で確定申告をされる人は、税務署で申告してください。**

【問い合わせ先】

- 市役所税務課市民税係
☎ 2111
- (内線129・130・131)
長浜支所総務商工課
☎ 1111 (内線23・25)
肱川支所総務商工課
☎ 2311 (内線212)
河辺支所総務商工課
☎ 2111 (内線124)

確定申告についてのお知らせ

所得税や贈与税の申告・納付の期限は3月17日(月)です。申告期限間近になりますと、税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくようなことになりかねませんので、申告は出来るだけ早めにお済ませください。

また、個人事業者の消費税及び地方消費税の申告・納付の期限は、3月31日(月)です。

申告書などの提出は、出来るだけ郵送などで提出し

てください。

なお、申告書用紙やわかりやすい「所得税の確定申告の手引き」などは税務署のほか、市役所税務課、各支所総務商工課および各連絡所の窓口でもお渡しできますので、ご利用ください。

※詳しくは大洲税務署までお問い合わせください。

国税庁ホームページアドレス
<http://www.nta.go.jp>

国民健康保険 被保険者証の更新について

国民健康保険に加入している皆さんが現在お持ちの保険証は、平成20年3月末に有効期限切れとなります。

【届出に必要なもの】

- ・今回送付する保険証
 - ・今まで使っていた保険証
 - ・認め印
 - ・学生の場合は在学証明書、施設の場合は在所証明書(平成20年4月1日以降に発行されたもの)
- ☆75歳(一定の障害のある人は65歳)以上の人は、4月から後期高齢者医療制度に加入することになります。
- 市町村が運営する国民健康保険から脱退し、広域連合が運営する後期高齢者医療の保険証を使用していたくようになります。新し

【問い合わせ先】

- 市役所市民課市民第3係
☎ 2111
- (内線116・118)
長浜支所市民福祉課
☎ 1111 (内線21)
肱川支所市民福祉課
☎ 2311 (内線221)
河辺支所市民福祉課
☎ 2111 (内線152)



オンラインでらくらく。

e-Tax

国税電子申告・納税システム

詳しい情報は e-Tax ホームページへ
e-Tax ホームページアドレス
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

軽自動車などの廃車手続き

「地域密着型ビジネス創出助成事業」の募集について

愛媛県内で培われた製造技術や豊富な農林水産物、良質な自然資源など、地域に潜在する資源、地域のニーズを活かした「地域密着型ビジネス」を新たに開始しようとする個人や中小企業者の人に対し、初期的経費を助成します。応募申込書や事業計画書の作成にあたっては、事前に財団法人えひめ産業振興財団の地域密着型ビジネスコーディネーターや財団職員による指導（無料）を受けることができます。奮ってご応募ください。

助成対象者

- ① 法人を設立して地域に密着した事業に取り組みもうとする個人またはグループ
 - ② 地域に密着した事業に新たに組みもうとする創業後5年未満の中小業者
- ※ただし、愛媛県内において事業を実施する人に限ります。

助成対象事業

- ① 県内で培われた製造技術や農林水産物、伝統工芸品

などの特産物、文化財、自然の風景などの地域資源を活用したビジネス
② 地域ニーズに対応したビジネス

助成対象経費・助成率（限度額）・助成期間

① 助成対象経費

- ・設備・備品費・土地・建物賃借費・法人登記経費・知的財産登録費・マーケティング費・技術指導受入費など

② 助成率（限度額）

助成対象経費の3分の2以内（上限300万円/件）

③ 助成期間

1年間

受付期間

4月1日（火）～

平成21年2月2日（月）まで

応募方法

応募方法などについては、財団法人えひめ産業振興財団のホームページをご覧ください。
(<http://www.ehime-inet.or.jp>)

問い合わせ先

市役所商工観光課商工観光第1係

☎21111（内線535）

軽自動車や原付バイクなどの廃車手続きをスムーズに

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。新たに所有者になられた人や所有者でなくなった人は、早めに手続きをしてくださいます。

軽自動車税には月割課税制度がないため、賦課期日の4月1日現在で廃車手続きを終了していない場合、1年分の税金が課税されます。

【原付などの所有者が死亡した場合】
名義変更、または廃車の手続きをしてくださいます。

【大洲市に転入の場合】

他市町村のナンバープレートがある場合、他市町村ナンバープレートと印鑑をご持参いただき、変更手続きを行ってください。なお、手続きの際に車名・車体番号・排気量の確認が必要です。

【市外へ転出する場合】

車体とともに所有者が転出する場合、廃車手続き後、新住所地で新たにナンバープレートの交付を受けてください。

変更手続きを行わず、原付の使用の本拠地をそのまま大洲市内とする場合、納税通知書の送付先をお知らせください。（大洲市内に住所のある人に限る。）
【盗難にあった場合】
警察へ盗難届を提出し、

手続きをする場所

車種	原動機付自転車 (総排気量が125cc以下) と小型特殊自動車	その他の車種
場所	市役所税務課または各支所 軽自動車検査協会 TEL 089 (975) 6730 または運輸支局 TEL 050 (5540) 2076	

原付および小型特殊自動車の変更手続きに必要なもの

	印鑑	ナンバープレート	備考
他人に譲る場合 (名義変更)	○新・旧所有者ともに必要	×	届出がない場合、旧所有者に課税されます。
車体を変更する場合	○	×	届出がない場合、自賠責保険の変更ができません。
廃車にする場合	○	○	
ナンバープレートを紛失、または廃棄した場合	○	×	所有者、もしくは事情を詳しく説明できる人が印鑑を持参してください。

その証明と印鑑をご持参のうえ、届出をしてくださいます。

問い合わせ先

- 市役所税務課収納係
☎21111（内線125）
長浜支所総務商工課
☎11111（内線23・25）
脇川支所総務商工課
☎23111（内線212）
河辺支所総務商工課
☎21111（内線124）